

令和3年8月臨時会

令和3年8月4日

市長説明要旨

今臨時会におきましては、令和2年度男鹿みなど市民病院事業会計決算の認定など 13 件について御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナワクチンの廃棄事案について申し上げます。

先月 30 日、集団接種会場である男鹿市民文化会館で、新型コロナワクチンを保管していた冷蔵庫の温度が、適正な管理温度とされる2度から8度を超え、20度にまで上昇していたことが判明し、庫内に保管していたワクチン 290 バイアル、1,740 回分を廃棄せざるを得ないこととなりました。

冷蔵庫の不具合が直接的な原因ではありますが、そもそもワクチン管理に年数の経過した冷蔵庫を使用すること自体妥当であったのか、また、ワクチンの入庫に際して、庫内が適切に冷却されているか、職員がしっかりと確認すれば防ぐことができたかもしれない事案であり、ワクチンの取扱いに対する考えが甘かったと言わざるを得ないと考えております。

今回の廃棄により、8月の接種計画には影響がないものの、9月以降、ワクチンが不足する可能性があり、一部予約の受付を見合わせるなど、計画を見直しているところであります。

全国的にワクチンが不足している中、貴重なワクチンを廃棄する事態となり、市民をはじめ関係の皆様には深くお詫び申し上げます。今後このようなことの無いよう細心の注意を払い、ワクチン管理の徹底を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルスの接種状況についてであります。

今月2日現在、本市におけるワクチンの総接種回数は、集団接種や個別接種などを合わせ、全体で約2万8,000回に達しております。

これにより、65歳以上の高齢者の接種率は、1回目が88.4パーセント、2回目が81.7パーセントとなっております。当初80パーセント程度と予想していた高齢者の接種率は、最終的に90パーセント近くに達することとなりましたが、これは、変異ウイルスの拡大や度重なる緊急事態宣言の発令・延長など、全国的に感染収束が見えない中で、市民の皆さんの強い危機意識の表れであると認識しております。

また、64歳以下への接種につきましても、基礎疾患を有する方を始め、本市独自に優先対象とした保育園や小中学校の教職員、観光関連産業従事者等を中心に接種が進み、この結果、本市の全体の接種率は、1回目が64.4パーセント、2回目が50.1パーセントとなっており、高齢者の接種率とともに、秋田県平均、全国平均を上回って推移しております。接種に御尽力いただいている医療従事者の皆様には改めて心から感謝を申し上げます。

既に、12歳以上の市民全員にクーポン券を発送済で、順次予約を受け付けておりますが、ここに来て国からのワクチン供給量が減少し、この先も見通しが定かでないことから、先月16日以降、個別医療機関での新規予約を停止するとともに、今後は集団接種のみで対応することといたしました。

なお、6月定例会で議員各位から御指摘のあった、在宅介護など接種を希望しているものの移動自体が困難な方については、訪問

接種を実施する方向で医師会と協議し、準備を進めているところであります。

ワクチンの供給が潤沢でないことから、新規予約枠を十分確保できない日もありますが、遅くとも 11 月上旬までには、希望する市民全員に接種を終えたいと考えておりますので、引き続き、市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、公用車の車検切れ運行についてであります。

先月 15 日、生活環境課が管理している公用車について、先月 5 日から車検切れの状態で行っていたことが判明し、道路運送車両法に抵触する可能性があることから、同日、男鹿警察署に届出しております。

今回の事案は、公用車の管理に対する職員の意識が不足していたために起きたものであります。

今後、再発防止に向け、公用車の管理方法や適正配置などの改善を行い、車両管理の徹底を図ってまいります。

なお、担当課職員の処分等につきましては、男鹿警察署が捜査中であることから、その結果を踏まえて判断してまいります。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 52 号は、令和 2 年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定を求めるもので、当年度は、4,426 万円の黒字となりました。

議案第 53 号から第 57 号までは、令和 2 年度男鹿市企業局各事業会計決算の認定を求めるもので、上水道事業会計においては、988 万円の赤字、ガス事業会計においては、2,725 万円の赤字、下水道事業会計においては、8,100 万円の黒字、農業集落排水事業会

計においては、2,504 万円の黒字、漁業集落排水事業会計においては、1,138 万円の黒字となりました。

以上、提案理由について説明申し上げます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

ただいま議題となりました条例案、予算案及び報告について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、条例案であります。議案第 58 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するものであります。

議案第 59 号は、キャッシュレス決済の導入に伴い戸籍法等に係る手数料の後納について定めるほか、法律改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を改めるものであります。

次に、予算案であります。議案第 60 号は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、集団接種の緊急拡大や接種期間の延長に伴い、医師及び看護師の集団接種従事謝金、ワクチン接種予約受付業務に係る委託料などの経費を措置するもので、歳入歳出それぞれ 7,870 万円を追加し、補正後の予算総額を 166 億 5,730 万円とするものであります。

次に、報告であります。報告第 6 号及び第 7 号は、物損事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

報告第 8 号及び第 9 号は、令和 2 年度に放棄した債権について報告するものであります。

以上、提案理由について説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。